



令和元年度

秋田市文化章

文化振興への貢献に敬意を表して

令和元年度秋田市文化章の受章者が、次のみなさんに決まりました。文化章は、芸術・学術、産業・経済、教育・スポーツなどの各分野での文化振興に貢献したかたに贈られます。表彰式は、11月5日(火)午後4時から秋田キャッスルホテルで行います。

文化振興課 ☎(888)5607



社会文化

加賀谷長之さん

秋田魁新報の月曜日付芸能欄「切手サロン」の執筆を42年余り継続し、時代を反映した人物や行事、スポーツ、祭りなどの話題を取り上げ、多くのかたを魅了しています。

また、郵便切手に関する普及啓発を通じて、社会文化の振興・発展に貢献されました。



文芸

岩谷塵外さん

(本名 岩谷輝雄)

秋田県俳句懇話会や秋田市俳句人連盟などの重責を担い、日本伝統俳句協会全国大会大賞などを受賞されました。

また、「国民文化祭あきた2014」の俳句部門の企画運営、後進の育成などにも尽力し、本市における俳句文化の振興・発展に貢献されました。



産業

佐野元彦さん

地域医療の一翼を担う「地域の健康ステーション」をめざし社業発展に努めるとともに、全国に先駆けて医薬分業に取り組み、普及・浸透に尽力されました。

また、秋田商工会議所や秋田県中小企業団体中央会などの要職を歴任し、地域産業の振興・発展に貢献されました。



洋舞

川村 泉さん

本市を代表する舞踊家として活躍するとともに、「藤井バレエ団/川村泉舞踊団」を主宰し、優れた舞踊家を多く輩出するなど、後進の育成に尽力されています。

また、「あきた全国舞踊祭」を全国の舞踊家がめざす大会に発展させるなど、本市の洋舞文化の振興・発展に貢献されました。

寄付ありがとうございます

寄付者 秋田市飲食店組合 環同連合会



9月26日の贈呈式で。鈴木 清会長(右)と菅原 弘人副会長(左)

福祉事業に役立ててほしいと、7月に開催したチャリティイベントの収益金の一部5万円を寄付していただきました。福祉総務課 ☎(888)5657

寄付者 早川みか TAPダンススタジオ

東日本大震災義援金などとして、チャリティイベントの収益金15万750円を、日本赤十字社秋田県支部秋田市地区(地区長・穂積志)に寄付していただきました。福祉総務課地域福祉推進室 ☎(888)5661



10月4日の贈呈式で。早川みかさん(中央)と高橋喜代美さん(右)



釜石でフイジーに 熱い声援!



9月25日、岩手県釜石市で行われた、ラグビーワールドカップ予選「フイジー vs. ウルグアイ」の応援ツアーに市民約120人が参加。秋田市で事前合宿を行い、グッと親近感がわいたフイジー代表チームにスタンドから大声援を送りました。

試合は残念ながら27対30の惜敗でしたが、参加者のみなさんは、世界が注目するビッグイベントの雰囲気存分にエンジョイした様子でした。スポーツ振興課

☎(0888)56611

ツアー参加者の声!



まゆみさん
佐藤 明さん
追力に圧倒されっぱなし! みんながひとつになつて応援でき、いい思い出になりました!

ひとつずつ いいね! で確認 火の用心



11月3日~9日 秋の火災予防 運動期間

運動期間中、消防職員と消防団員が住宅を戸別訪問し、火災予防思想の普及啓発活動を実施しますので、ご理解のほどお願いします。

消防本部予防課 ☎(823)4247

住宅防火7つのポイント

- ▼寝たばこは絶対しない
- ▼ストーブの側(そば)に燃えやすいものを置かない
- ▼コンロに火を点けたまま離れない
- ▼寝具やカーテンなどは防災品にする
- ▼住宅用火災警報器を設置する
- ▼住宅用火災警報器などを設置する
- ▼日頃から隣近所との協力体制をつくる



放火されないために

- ▼建物の周りを整理整頓し、燃えやすい物を置かないようにする
- ▼門灯や街灯をつけて暗がりをなくす
- ▼物置や車庫などは施設し、他人が侵入できないようにする
- ▼ごみ集積所には、指定された日時以外にごみを出さない

消防イベントを開催します!

★秋田市消防団

中央地区研究会合同訓練

- 11月3日(日)午前6時~7時30分
- 市役所駐車場周辺で
- 各分団の一斉放水訓練
- 問 城東消防署 ☎(0832)3404

★防火キャンペーン

- 11月3日(日)午前10時~午後1時
- 中央シルバークリア(御所野)で
- 初期消火体験、煙中体験、防火衣着装体験など
- 問 秋田南消防署 ☎(0839)9551

★火災予防街頭広報活動

- 11月5日(火)6日(水)
- 午前7時30分~8時30分
- 土崎消防署管内の主要道路で
- 問 土崎消防署 ☎(0845)0285

住宅用火災警報器の設置を

火災で亡くなる原因で最も多いのが「逃げ遅れ」です。逃げ遅れを防ぐため、住宅用火災警報器の設置がすべての住宅に義務づけられています。

新築住宅への設置義務化から10年以上が経過し、電池切れや機器の劣化により火災発生時に作動しないことが危惧されます。点検を行い、正常に作動することを確認しましょう。



障がい者を対象に 住宅用火災警報器を 現物で支給します

左記のかたを対象に、住宅用火災警報器を現物で支給します。住宅用火災警報器の上限価格は1万5千500円で、原則、購入価格の1割は自己負担となります。

購入後の申請はできません。必ず事前に、障がい福祉課(市役所1階)または河辺・雄和の各市民サービスセンターで手続きをしてください。

【問い合わせ】障がい福祉課

☎(0888)5663
FAX (0888)5664

次のすべてに該当するかた

対象

- 火災発生の感知と避難が著しく困難であるかた
- 「身体障害者手帳2級以上」「療育手帳A」「精神障害者保健福祉手帳1級」のいずれかの障がいのあるかた
- 原則持ち家で、当該障がい者のみの世帯かこれに準ずる世帯のかた